



消費生活相談

**「簡単にシミが取れる」という
広告に飛びつかないで！**

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守！！

【事例1】

インターネットで「簡単にシミが取れる」と書かれた化粧品を見つけた。定期購入だが回数の縛りはなく、1,000円と良心的な値段だった。以前から気になるシミがあったので、すぐに注文した。

しばらく使用したが全く効果がないので2回目が届いた後、解約を販売店に伝えたら、「3回目は止めるが返品は一切受け付けない。返品については会社概要に書いてある通り」と言われた。返品したい。

【ひとことアドバイス】

- ◆返品表示は法律で「買う人にとって見やすいところに明瞭に判読できるようにすること」となっています。会社概要は社名、所在地、代表者名などを指し、そこに返品表示がされていることが想像つかないのは当然で、法律に沿った表示には該当しません。ですので、返品が可能と考えられます。
- ◆定期購入では多くの場合、次回の商品発送前に、解約や休止を申出する必要があります。被害に遭わないために、注文前には「商品名〇〇、返品」というキーワードで検索するなど、解約方法を確認しましょう。
- ◆「シミが消える」「痩せる」など普段悩んでいることを簡単に解決するような表示があり、安価であれば飛びつきたくなります。困った時には消費生活センターにお気軽にご相談ください。